

長期未稼働案件 に係る対応について

2020年8月31日

資源エネルギー庁

1. 未稼働認定失効制度について

2. 過去認定案件に係る運開期限の設定

3. 2016年度太陽光未稼働案件への対応

未稼働認定失効制度の基本的考え方

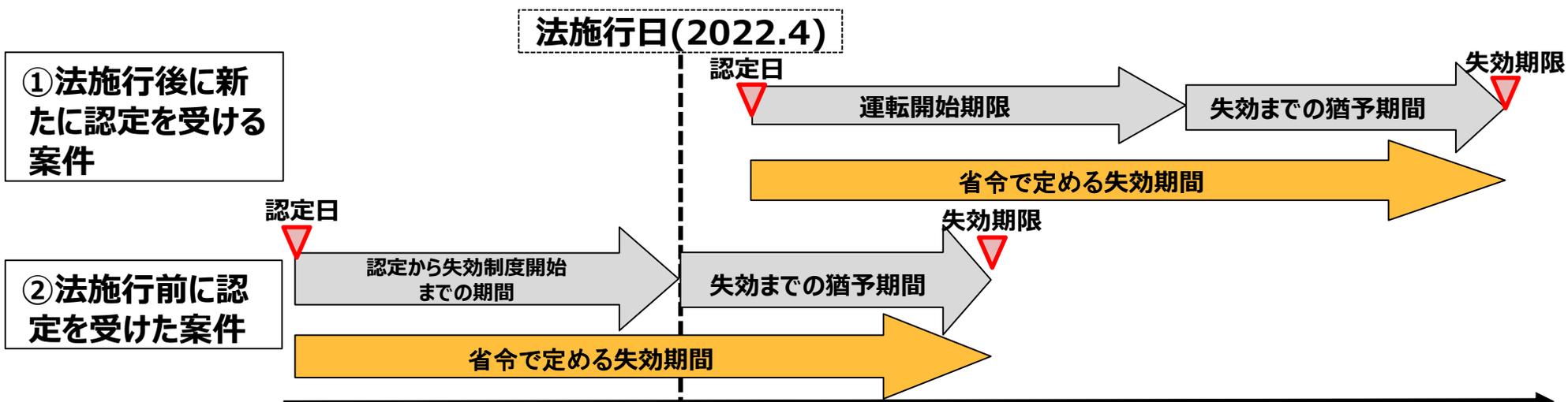
- 今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、①適用される調達価格の適時性の確保、及び、②システムの利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組みとすること。
- 制度目的の達成には、未稼働の状態が長期間継続する案件について、事業の実施（運転開始）が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要。
- 運転開始が期待されるかどうかについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかで運転開始に至る蓋然性を判断すべきではないか。
- 運転開始に向けた進捗の確認については、例えば以下のようなタイミングが想定される。
 - ✓ 系統連系着工申込み：事業者が発電設備の設置エリアの送配電事業者に対し、申込みを行い、送配電事業者は、工事費負担金（接続契約締結時に請求）を受領し、系統連系工事を開始する。
 - ✓ 環境影響評価書の確定通知：環境影響評価法に基づいて事業者が自ら実施した調査・予測・評価について、主務大臣である経済産業大臣に対して、評価書の届出を行い、アセス法に基づく実施制限が解除される（経済産業大臣から確定通知がなされる）ことによってアセスメントの結果が確定し、事業の実施に着手する。
 - ✓ 工事計画届出提出：事業者が電気事業法の規定に基づき、経済産業省に対して、届出を行い、事業者は、ファイナンスを組成して、設備発注し、本格的に開発工事が開始する。
- これらの基本的考え方を踏まえ、再エネ発電設備の区分等ごとに認定から失効までの期間（失効期間）を具体化する。

(参考) 失効制度の設計に関する方向性

2020/07/22 再エネ大量導入・次世代NW小委員会（第18回）・再エネ主力化小委員会（第6回）合同会議 資料2

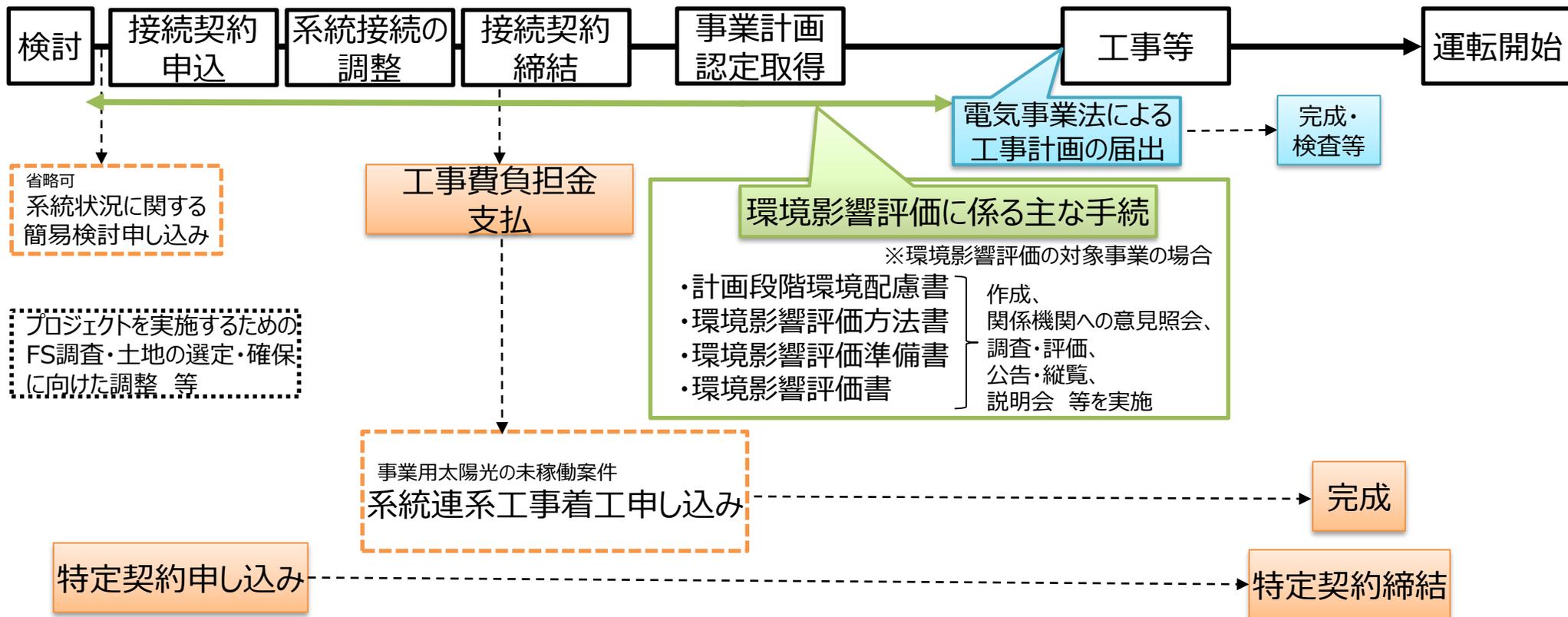
- 今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、**①適用される調達価格の適時性の確保**、及び、**②システムの利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組み**とすること。
- 前国会で成立した再エネ特措法改正法に、以下の内容の失効制度が規定されており、**2022年4月の法施行に向け、認定から失効までの期間（失効期間）の具体化等**の詳細設計を行っていく。
 - **認定日から起算して、一定期間を経過しても運転を開始しない場合は、認定が失効する**
 - **失効期間は、省令において再エネ発電設備の区分等ごとに定める**
- 失効制度については、2022年4月以降に、認定を受けた状態で運転を開始していない案件のすべてが対象となる。その際、**①法施行（2022年4月）後に新たに認定を受ける案件**と**②法施行前に認定を受けた案件**とに分けて、それぞれ失効期間の設定を検討する必要がある。(※)

※法施行時点で運開期限や、運開期限相当の期間が経過していない案件については、配慮することとしてはどうか。



(参考) 再エネ事業の主な流れ

- 事業化の検討を開始してから、再エネ特措法の認定を受け、運転開始に至るまでのフローとして、主に系統設備と本体施設の2つのプロセスが必要になる。系統設備は、接続契約締結後、**工事費負担金を支払い、工事に着工**する（この際、**事業用太陽光の未稼働案件**（2012～2015年度認定）については、**系統連系工事着工申込みの提出を位置づけ**、価格変更・運転開始期限を設定）。
- また、本体施設は、電源種・規模毎に**環境影響評価法に基づく諸手続を行う**とともに、電気事業法による**工事計画届出が受理されてから30日後に工事を開始**することができる。



(参考) 前回の未稼働措置における運転開始準備段階の考え方

2018/10/25 再エネ大量導入・次世代NW小委員会 (第9回) 資料1 (一部加工)

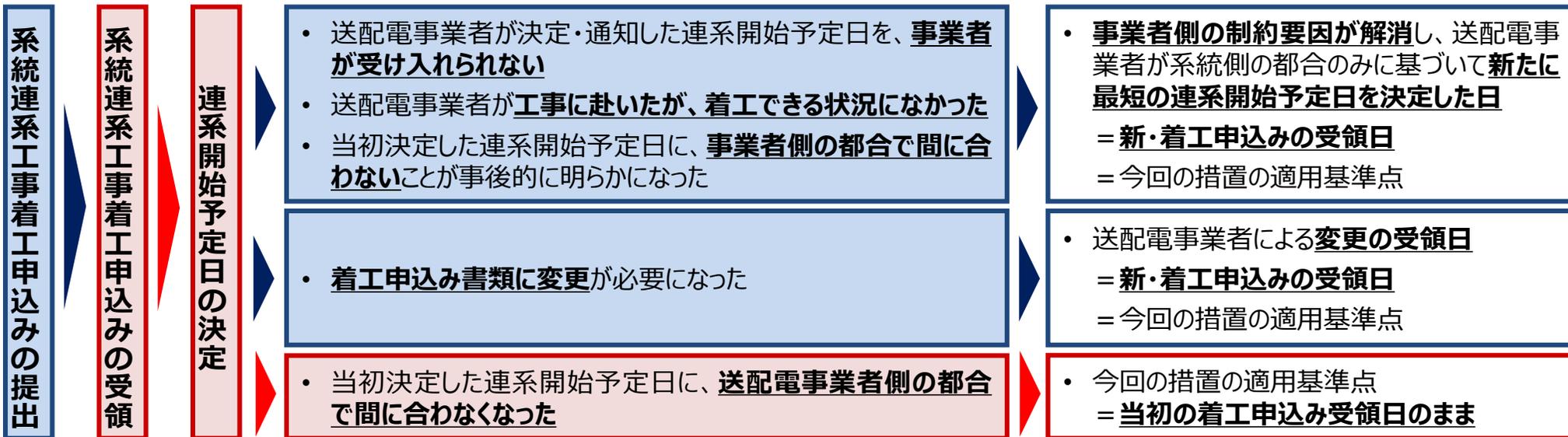
- 事業者側の準備が全て整い、系統に接続してもらい通电するだけという状態が、運転開始準備段階に入った時点であることを示すために、**連系開始予定日 (発電設備と電線路とを電氣的に接続する予定日) の決定に至るための実務上の手続として、「送配電事業者への系統連系工事の着工申込み」**を位置付けることで、**送配電事業者が当該申込みを不備なく受領した日**を調達価格と期間の適用基準点とした。
- これに従えば、例えば送配電事業者が決定・通知した連系開始予定日を事業者が受け入れられない場合は、「事業者側の準備が整っていない」=「正式な着工申込みがなされていない」とみなされることとした。



適用基準点

連系開始予定日の決定後に生じる事象の例

適用基準点の考え方



(参考) 運転開始期限について

- 運転開始期限は、施行規則及び価格告示において規定されている制度。電源毎に、認定から運転開始までの期間（運転開始期間）を定め、認定から起算して、運転開始期間が経過した日を運転開始期限と設定し、超過した場合には、超過期間分だけ調達期間を短縮するもの。
- 運転開始期限は、まず、2016年8月以降に認定を受けた太陽光について設定され、続いて、2018年4月以降に認定を受けた太陽光以外の各電源にも、設定された。その後、2018年12月の本委員会における未稼働対応の措置の決定に基づき、原則過去の認定も含めたすべての太陽光に運転開始期限が設定されることとなった。
- 具体的な運転開始期間は、各電源の開発の特性に応じて、定められている。また、太陽光、風力、地熱の各電源のうち、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（法アセス）が必要な案件については、それに要する期間を考慮した運転開始期間を定めている。

< 電源毎の運転開始期間（認定から運転開始期限までの期間） >

電源	運転開始期間
太陽光	3年間（法アセス対象案件は+2年）
風力	4年間（法アセス対象案件は+4年）
地熱	4年間（法アセス対象案件は+4年）
バイオマス	4年間
水力 （多目的ダム併設型はダム建設の遅れを考慮）	7年間

失効期間の設定に当たっての考え方（案）

- 昨年度の主力電源化小委員会の議論を踏まえ、失効期間の設定に当たっては、運開期限を過ぎて未稼働の状態が継続する案件について、**運開期限の1年後の時点の進捗状況で適用判断**することとし、具体的な進捗状況ごとに、以下のような規律を適用することとしてはどうか。
 - ① **系統連系着工申込みを行っていない案件は、運開期限の1年後の時点で認定を失効**※1。
 - ② **系統連系着工申込みを行った案件は、進捗を評価できる一方、一定期間内に運転開始まで至る可能性が高いと考えられることから、**運開期限に、猶予期間として、運転開始期間****※2に当たる年数を加えることとし、**その到来をもって、認定を失効**※3する。
 - ③ **大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、**運転開始に向けた準備が十分に進捗し、確実に事業実施に至るものとして、**開発工事への準備・着手が公的手続によって確認された一定規模以上の案件******については、**運開期限に、猶予期間として、調達期間に当たる年数を加えることとし、失効リスクを取り除く**※4。

※1 平成29年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件については、運開期限の設定に当たって配慮がなされていることを踏まえ、失効期限についても同様の措置を配慮することとしてはどうか。

※2 環境影響評価法に基づく環境アセスメントに要する期間への配慮期間分（太陽光：2年間、風力：4年間、地熱：4年間）は除く。

※3 送配電事業者による系統連系工事の事情により遅れが生じた場合には、当該遅れにより失効することがないように配慮することとしてはどうか。

※4 前回（7月22日）合意された「改正法施行日までに、開発工事に着手済みであることが公的手続によって確認できた2MW以上の太陽光については、運転開始までの失効リスクを取り除く」という内容を含む。

失効期間の設定に当たっての例外的措置に関する考え方（案）

- 既に運転を開始した案件について、認定取得から運転開始までの所要年数を調査したところ、件数ベースで、**運開期限以内に95%以上、運開期限の2倍の期間内にはほぼ全ての案件が運開している。**
- 上記を踏まえれば、**事業の実施が期待される案件については、認定から運開期間の2倍の期間があれば、十分に運転開始に至るものと考えられる。**
- 一方で、大規模案件に係るファイナンスでは、返済原資を当該事業のキャッシュフローや資産に限定する手法が取られることが多く、**失効リスクがわずかでも存在すると、ファイナンス組成が困難となるという特性がある。これを踏まえ、例外的に条件を満たす場合に、失効リスクを取り除くこととするもの。**

<認定～運開までの所要年数（累計）>

	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	6年以内	7年以内	8年以内
	運開期限			運開期限の2倍				
太陽光	70.5%	89.8%	94.9%	97.4%	98.8%	99.8%	100.0%	100.0%
風力 <small>※()内は法アセス(第1種)に限定</small>	40.0% (0.0%)	88.8% (70.0%)	96.1% (82.1%)	98.1% (88.6%)	100.0% (95.0%)	100.0% (98.6%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
地熱 <small>※()内は法アセス(第1種)に限定</small>	29.0% (0.0%)	84.1% (0.0%)	91.3% (0.0%)	98.6% (0.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
バイオマス	52.5%	79.9%	94.4%	99.1%	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%
水力	35.4%	76.7%	89.7%	96.2%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%

水力案件は
14年以内

※ 2020年3月時点で運開している案件を集計

※ 運転開始に至った年月について、買取実績を根拠に集計したため、実際の運転開始と数ヶ月程度の誤差が生じている可能性がある

失効制度に関する設計（案）のイメージ

基本

改正法施行日後に
運開期限を迎えるケース

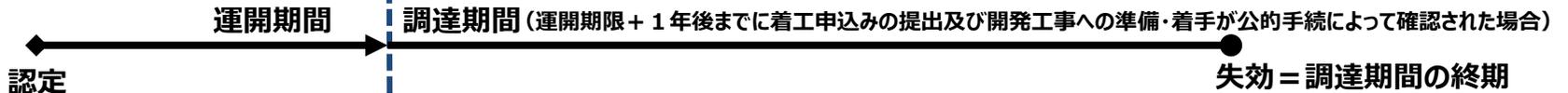
①原則



②原則



③例外



経過措置

改正法施行日時点で
運開期限を超過しているケース

※太陽光発電の2019年3月31日までの認定が対象

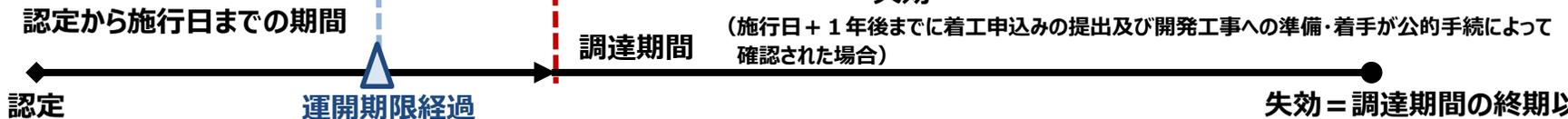
①原則



②原則



③例外



(参考) 2 MW以上の太陽光の各認定案件に係る制度設計

2020/07/22 再エネ大量導入・次世代NW小委員会 (第18回) ・再エネ主力化小委員会 (第6回) 合同会議 資料2 (一部加工)

- 失効制度について、その対象・期間等の詳細設計が決定していない状況において、運転開始に向けた準備が一定程度進捗している事業者であっても、失効期限までに工事が完了し運転開始に至らず、認定が失効してしまうリスクがあるとして、特に既に認定を受けた2 MW以上の大規模な太陽光発電について、金融機関から資金調達が行えず工事に着手できない、という声が複数寄せられている。
- この点、一部であっても、早期に制度設計の見直し提示し、制度設計や運用によって、資金調達を含めた事業実施準備の進捗を妨げることを回避することは、再エネの導入拡大のためにも重要。
- そのため、運転開始に向けた準備が進捗し、確実な運転開始が期待されるものとして、2022年4月の改正法施行日までに、開発工事に着手済みであることが公的手続によって確認できた (※1) 2 MW以上の太陽光については、運転開始までの失効リスクを取り除く (※2) こととしてはどうか。
 - ※1 : 電気事業法に基づく「工事計画届出」が受理されていること (不備なく受理されている場合に限る) 。
 - ※2 : 例えば、失効期間を20年間とし、実質的な失効リスクをゼロとすることを想定。
- 併せて、改正法施行日までに開発工事への着手が確認できない場合、事業が実施されないものとし、速やかに (1年程度) 認定を失効し、系統容量が適切に開放されるような仕組みとしてはどうか (※3) 。
- なお、法改正後の新規認定、2 MW以上の太陽光を除く法改正前の既認定に対する失効制度の具体的な詳細設計についても、上記の考え方を踏まえつつ、できる限り早期に御議論いただくとしてはどうか。

(参考) 系統活用に向けた未稼働案件への対応方針

2019/11/18 再エネ主力電源化小委員会（第4回）資料3一部加工

- 未稼働案件の長期放置による系統空押さえ問題に対応するため、事業が一定期間実施されない案件については、FIT制度による支援措置が講じられなくなる事業が実施されないことを明確化するような措置を講じるべきではないか。
- 具体的には、現行の運転開始期限に係る措置に加えて、他国の事例及び法制的な検討も踏まえつつ、一定期間を経過しても運転を開始しない場合には、①認定を失効させる、②調達期間を短縮させ、調達期間が終了したものは失効と同様に扱う、といった法制的な措置を講じるべきではないか。
- まずは今後の新規認定案件については、こうした措置を導入することとし、既に認定を受けている未稼働案件についても、今後、こうした制度が開始された日を起算点として、未稼働の状態が一定期間継続するような場合には、新規認定と同様の対応を取るべきではないか。
- この措置に合わせて、FITの認定に係る支援が終了した未稼働案件が放置されることにより新規参入を目指す事業者の系統利用が阻害されることのないよう、FIT認定のために確保した系統容量が適切に開放されるような関連規定の整備を検討すべきではないか。

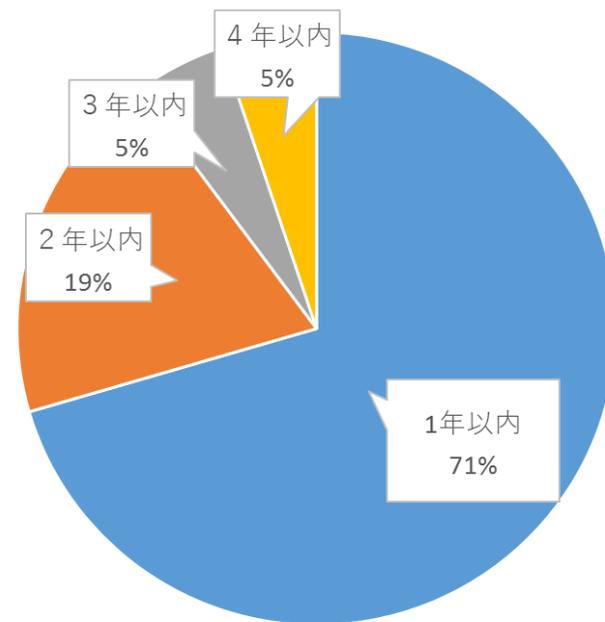
(参考) 太陽光発電の稼働状況

- 2016年8月以降に認定を受けた案件については、**運転開始期限を認定から3年間**と規定（2020年度以降に認定を受けた案件の内、法アセスが必要な案件は+2年間）。
- **既に運転開始に至った案件の大多数（95%）が、運転開始期限（3年間）までに運転開始に至っている。**

<事業用太陽光発電の稼働状況>

	既稼働	未稼働	合計
2012年度	100,455件	3,046件	103,501件
2013年度	203,664件	23,528件	227,192件
2014年度	128,643件	11,729件	140,372件
2015年度	51,395件	8,563件	59,958件
2016年度	55,723件	19,978件	75,701件
<hr style="border-top: 1px dashed red;"/> 2016年8月以降、運転開始期限設定（3年間）※2020年度以降、法アセス案件は+2年間 <hr style="border-top: 1px dashed red;"/>			
2017年度	38,148件	14,743件	52,891件
2018年度	34,509件	35,252件	69,761件
2019年度	9,887件	37,497件	47,384件
合計	622,424件	154,336件	776,760件

<運転開始までの所要年数>



※ 2020年3月時点、運転開始に至った年月について、買取実績を根拠に集計したため、実際の運転開始と数ヶ月程度の誤差が生じている可能性がある

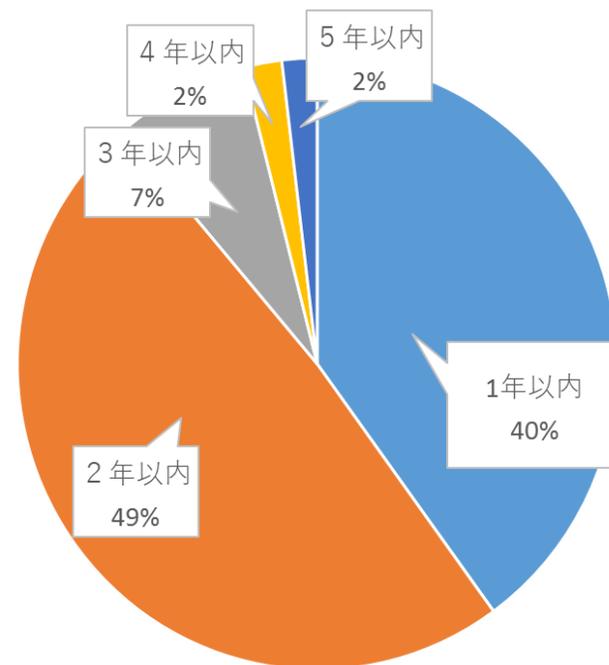
(参考) 風力発電の稼働状況

- 2018年度以降に認定を受けた案件については、**運転開始期限を認定から4年間**と規定（法アセスが必要な案件は+4年間）。
- **既に運転開始に至った案件の大多数（98%）が、運転開始期限（4年間）までに運転開始に至っている。**

<風力発電の稼働状況>

	既稼働	未稼働	内、法アセス有り (第1種)	合計
2012年度	367件	3件	1件	370件
2013年度	28件	5件	1件	33件
2014年度	61件	27件	7件	88件
2015年度	111件	109件	4件	220件
2016年度	551件	1,863件	39件	2,414件
2017年度	509件	2,515件	21件	3,024件
----- 以後、運転開始期限設定（4年間）※法アセス案件は+4年間 -----				
2018年度	120件	1,696件	21件	1,816件
2019年度	1件	258件	25件	259件
合計	1,748件	6,476件	119件	8,224件

<運転開始までの所要年数>



※ 2020年3月時点、運転開始に至った年月について、買取実績を根拠に集計したため、実際の運転開始と数ヶ月程度の誤差が生じている可能性がある

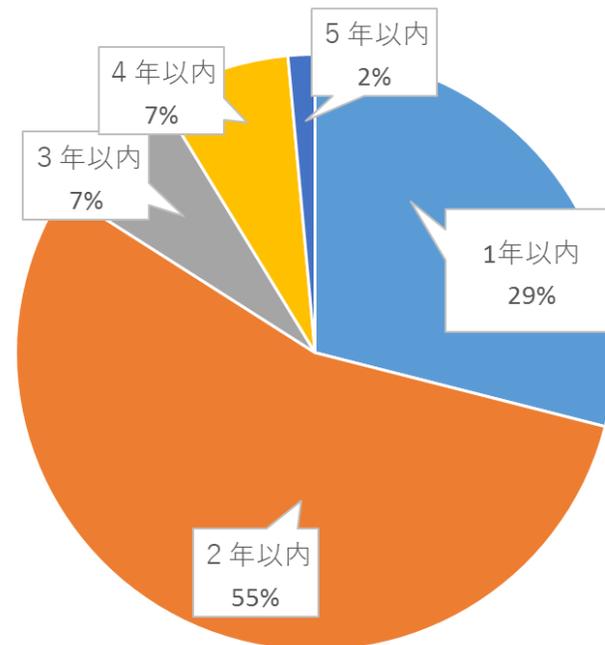
(参考) 地熱発電の稼働状況

- 2018年度以降に認定を受けた案件については、**運転開始期限を認定から4年間**と規定（法アセスが必要な案件は+4年間）。
- **既に運転開始に至った案件の大多数（98%）が、運転開始期限（4年間）までに運転開始に至っている。**

<地熱発電の稼働状況>

	既稼働	未稼働	内、法アセス有り (第1種)	合計
2012年度	7件			7件
2013年度	7件			7件
2014年度	14件			14件
2015年度	18件	6件		24件
2016年度	14件	8件		22件
2017年度	4件			4件
----- 以後、運転開始期限設定（4年間）※法アセス案件は+4年間 -----				
2018年度	5件	2件		7件
2019年度		4件	1件	4件
合計	69件	20件	1件	89件

<運転開始までの所要年数>



※ 2020年3月時点、運転開始に至った年月について、買取実績を根拠に集計したため、実際の運転開始と数ヶ月程度の誤差が生じている可能性がある

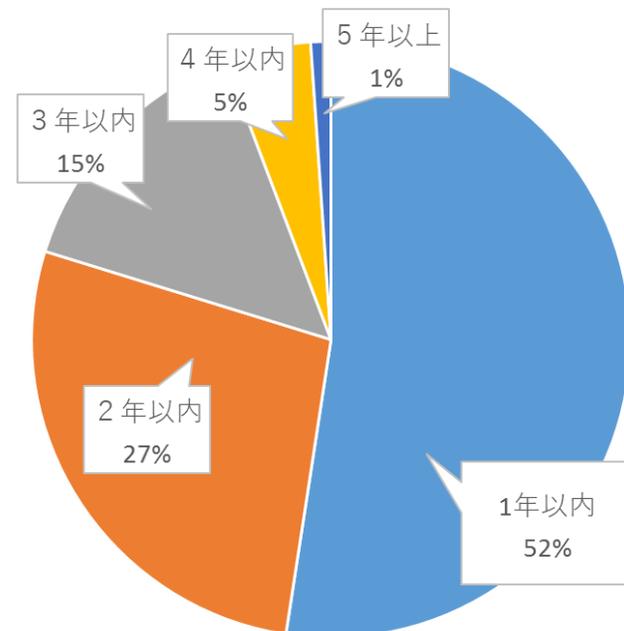
(参考) バイオマス発電の稼働状況

- 2018年度以降に認定を受けた案件については、運転開始期限を認定から4年間と規定。
- 既に運転開始に至った案件の大多数（99%）が、運転開始期限（4年間）までに運転開始に至っている。

<バイオマス発電の稼働状況>

	既稼働	未稼働	内、法アセス有り (第1種)	合計
2012年度	260件	2件		262件
2013年度	103件	1件		104件
2014年度	89件	6件		95件
2015年度	58件	10件		68件
2016年度	75件	106件	2件	181件
2017年度	28件	52件	9件	80件
----- 以後、運転開始期限設定（4年間） -----				
2018年度	20件	25件		45件
2019年度	9件	43件		52件
合計	642件	245件	11件	887件

<運転開始までの所要年数>



※ 2020年3月時点、運転開始に至った年月について、買取実績を根拠に集計したため、実際の運転開始と数ヶ月程度の誤差が生じている可能性がある

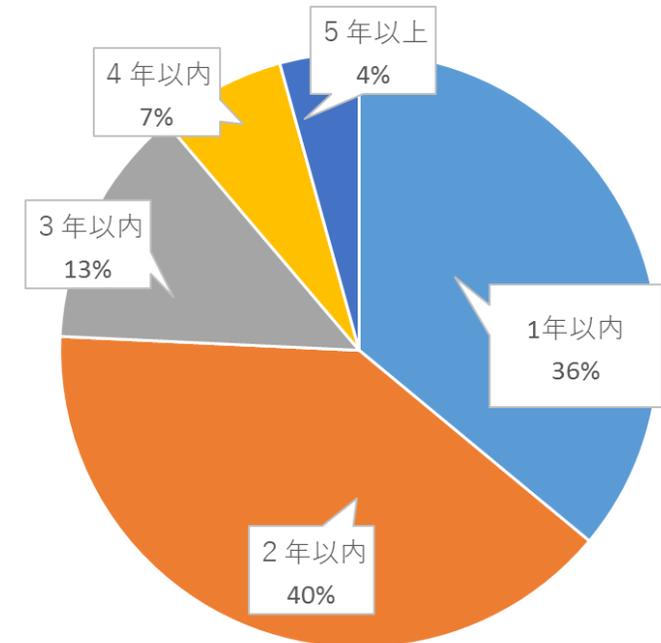
(参考) 水力発電の稼働状況

- 2018年度以降に認定を受けた案件については、運転開始期限を認定から7年間と規定。
- 既に運転開始に至った案件の全てが、運転開始期限（7年間）までに運転開始に至っている。

＜水力発電の稼働状況＞

	既稼働	未稼働	合計
2012年度	233件	1件	234件
2013年度	92件	6件	98件
2014年度	179件	20件	199件
2015年度	70件	12件	82件
2016年度	60件	43件	103件
2017年度	27件	20件	47件
— 以後、運転開始期限設定（7年間）※多目的ダム併設型はダム建設の遅れを考慮 —			
2018年度	52件	19件	71件
2019年度	16件	72件	88件
合計	729件	193件	922件

＜運転開始までの所要年数＞



※ 2020年3月時点、運転開始に至った年月について、買取実績を根拠に集計したため、実際の運転開始と数ヶ月程度の誤差が生じている可能性がある

1. 未稼働認定失効制度について
2. **過去認定案件に係る運開期限の設定**
3. 2016年度太陽光未稼働案件への対応

運開期限のない過去認定案件に係る運開期限の設定に関する考え方 (太陽光発電以外) (案)

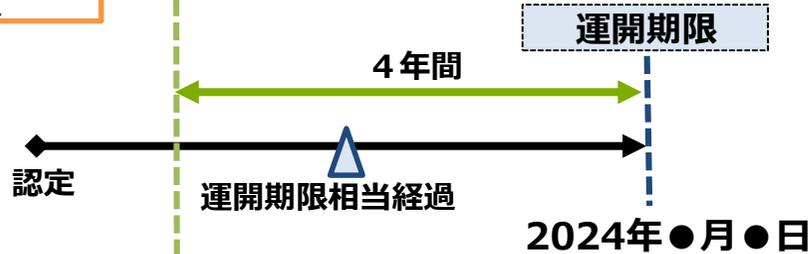
- 風力、水力、地熱、バイオマスの各発電設備については、2018年度認定案件からは、電源ごとに一律の運開期限が設定されているが、2012年度から2017年度までに認定を受けた案件については運開期限が付いていない。他方、太陽光発電については、これまでの未稼働対策の中で、過去認定案件も含め、原則すべての案件に運開期限が設定済みである。
- 現在も、未稼働のままの案件が存在するが、このうち2017年度以前に認定を取得した案件(太陽光を除く)は、運開期限が設定されないまま未稼働の状態が継続している。
- 運開期限が設定されていない案件については、2018年度以降の運開期限が設定された案件よりも早く運開に至ることを期待して、当時運開期限を設けなかったものであり、2018年度認定案件が運開期限を迎えてもなお、運開期限のないまま未稼働が継続することは、事業者間の公平性を損なうものと考えられる。また、失効制度においても、運開期限による規律を前提に例外的措置を検討していることから、運開期限のない案件を同様に扱うことは適当ではないのではないか。
- そのため、①価格の適時性、②事業者間の公平性の観点から、2012年度から2017年度までの認定案件に対して、事業者の予見可能性を確保する観点も考慮し、今後、今回の措置が決定した日を起算点として、運開期限を一律に設定することを検討してはどうか。
- その上で、運開期限による規律が措置されることを前提に、他の案件と同様の考え方で失効制度を適用することとしてはどうか。

太陽光発電以外の電源に対する運転期間の設定（案）のイメージ

本制度措置が決定した日
(2020年●月●日)

※ 運開期限超過後は、運開に至るまで調達期間が縮減。

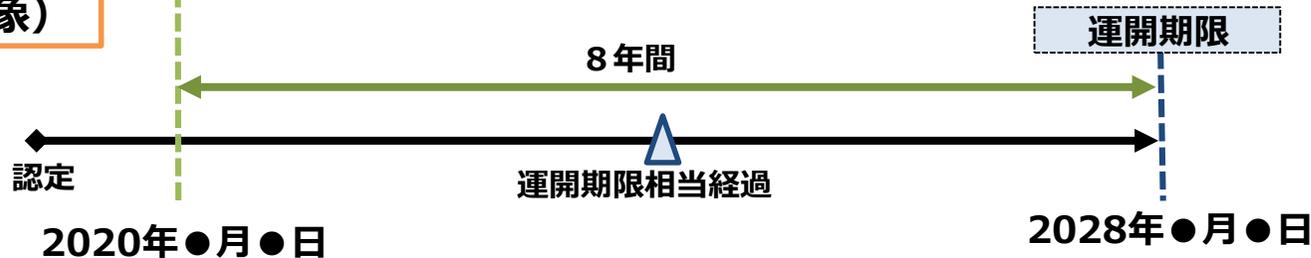
風力・地熱・
バイオマス



水力



風力・地熱
(法アセス対象)



1. 未稼働認定失効制度について
2. 過去認定案件に係る運開期限の設定
3. **2016年度太陽光未稼働案件への対応**

2016年度太陽光未稼働案件への対応（案）

- 本委員会の第2次中間整理（2019年1月28日）において、2012～2014年度にFIT認定を受けたもののうち、運開期限が設定されていない案件を対象に、
 - 原則として2019年3月31日までに運開準備段階に入ったものは従来の調達価格を維持し、間に合わなかったものは運開準備段階に入った時点の2年前の調達価格を適用する
 - 新たに運開期限を設定し、早期の運転開始を担保する
 - 2015・2016年度認定にFIT認定を受けたもののうち、運開期限が設定されていない案件についても、毎年4月1日を施行日として対象年度を拡大することを基本とすることを取りまとめ、これまで2012～2015年度認定案件へ対応してきた。
- 残る2016年度認定についても、以下の期限までに運開準備段階に入った（送配電事業者によって系統連系工事着工申込みが不備なく受領された※1）ものは、従来の調達価格を維持し、間に合わなかったものは、運開準備段階に入った時点の2年前の調達価格（例：2021年度受領⇒2019年度14円/kWh）を適用することとしてはどうか。
 - ※1）系統連系工事着工申込みに当たっては、林地開発の許可等の主要な許認可の取得や、環境影響評価法又は条例に基づく環境影響評価における評価書の公告・縦覧の終了を要件とする。
- また、新たに運開期限（原則1年間）を設定し、早期の運転開始を担保するとともに、着工申込み前であれば、調達価格を維持したまま太陽光パネルを変更できる仕組みとしてはどうか。

FIT認定出力	（提出期限）※2	系統連系工事着工申込み の受領期限	運開期限※3
2MW未満	（2021/1末日途）	2021/3/31	2022/3/31
2MW以上	（2021/2末日途）		

※2）2MW未満は件数が多く受領のための事務処理に時間を要することから、2ヶ月間程度の期間を確保できるよう実務上の提出期限を設定

※3）着工申込みの受領が期限に間に合わなかった場合の運開期限は、最初の着工申込みの受領日から1年間

(参考) 2016年度太陽光未稼働案件への対応イメージ

